

## 議案第 2 号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区長等の給料の特例に関する条例

区長及び副区長の給料の月額、この条例の施行の日から起算して 1 月間に限り、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 1 5 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条例別表第 1 に規定する月額からその 1 0 0 分の 3 0 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区長等の給料を減額する必要がある。